

令和7年第4回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案第126号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区議会議員の議員報酬の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①議員報酬月額を次のとおり引き上げます。

- ・議 長 91万9,600円 → 95万900円
- ・副議長 79万4,900円 → 82万1,900円
- ・委員長 66万2,100円 → 68万4,600円
- ・副委員長 63万4,500円 → 65万6,100円
- ・議 員 62万2,300円 → 64万3,500円

②令和7年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

- ・12月支給分 2.10月 → 2.15月

③令和8年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年 間
2.125月 (0.025)	2.125月 (0.025)	4.25月 (0.05)

（括弧内は、現行規定からの引上げ月数）

※この引上げに伴い、令和7年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

- ・4.20月 → 4.25月（0.05月）

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和8年4月1日

【適用期日】

①及び②については、令和7年12月1日